北海道

人材確保支援事業

（国の重点支援地方交付金活用事業）

人手不足が深刻な職種の
道内事業所に就労する皆さま
と雇用する事業者さまに

奨励金・支援金を支給！

対象の就労者

令和８年（2026年）４月16日から同年８月15日までに
道内事業所に対象職種で就労
さらに一定期間在職で

※対象職種で週20時間以上労働、31日以上在職

奨励金 10万円 支給

＋

離職期間が１年以上ある方

加算金 10万円 追加支給！

対象の事業者

令和8年（2026年）2月20日以降に対象職種の新規求人を行い、
対象就労者を直接雇用した場合

支援金 10万円 支給

対象職種

（第5回改定厚生労働省編職業分類による）

「02-008建築・土木・測量技術者」、「04-024医療技術者」、「04-028保健医療関係助手」、「05-029保育士、幼稚園教員」、「07-048営業の職業」、「08-049福祉・介護の専門的職業」、「08-050施設介護の職業」、「08-051訪問介護の職業」、「09-055飲食物調理の職業」、「10-059警備員」、「12-071製品製造・加工処理工（金属製品）」、「12-075機械整備・修理工」、「13-083貨物自動車運転の職業」、「13-084バス運転の職業」、「13-085乗用車運転の職業」、「14-090建設躯体工事の職業」、「14-091建設の職業（建設躯体工事の職業を除く）」、「14-092土木の職業」、「14-094電気・通信工事の職業」

（上記の項目番号は【大分類ー中分類】です）

※申請をお考えの業務が対象職種に該当するか否かについては、厚生労働省の職業分類、もしくはハローワークインターネットサービス（右記二次元バーコード）より ご確認ください。 ▶

対象

- 離職期間が1ヶ月以上あり、道内事業所の対象職種に就労し、
  令和8年（2026年）4月16日～同年8月15日までに、
  労働時間が週20時間以上かつ31日以上の在職実績がある方

  ※18歳未満又は新卒者の方、在留資格が技能実習の方、就労が認められていない外国籍の方は対象となりません。

- 道内に本店もしくは主たる事務所又は事業所を有する法人又は個人であって、
  令和8年（2026年） 2月20日以降に対象職種の新規求人を行い、**対象就労者を直接雇用**し、
  労働関係法令をはじめとする法令を遵守している事業者

申請募集人数 **500人**

申請募集企業 **400社**

実施主体 北海道経済部労働政策局産業人材課人材確保支援係
運　営 ヒューマンアカデミー株式会社

特設サイト
https://jinzaikakuho2026.pref.hokkaido.lg.jp

事業概要

離職期間が1ヶ月以上ある求職者が、人手不足が深刻な道内事業所において、対象職種（表面参照）で労働時間が週20時間以上かつ31日以上在職実績がある場合、**求職者に奨励金10万円**（離職期間が1年以上の求職者が就労した場合、就労者に**加算金10万円**を追加支給）、**事業者に支援金10万円を支給いたします。**（申請は法人または個人につき1回限り）

※事業者向け支援金の申請には、就労者本人分の申請・支給決定が必要です。

求職者（※）

北海道内事業者

北海道内事業所の対象職種で週20時間以上労働、31日以上在職

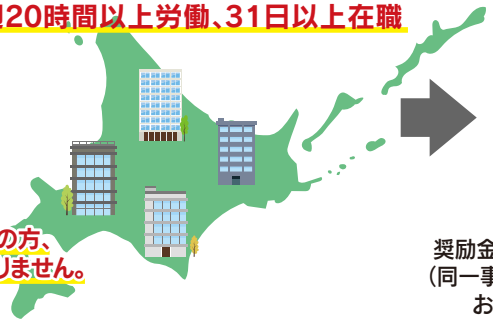

就労者、事業者の双方に

奨励金等支給！

※18歳未満又は新卒者の方、在留資格が技能実習の方、就労が認められていない外国籍の方は対象となりません。

奨励金・加算金・支援金は**それぞれ1回限り**です。（同一事業者による雇用数に制限はありませんがお一人につき申請書を1枚作成下さい）

奨励金等の支給要件

就労者の皆さま

離職期間が1ヶ月以上あり、対象職種に就労し、令和8年4月16日～同年8月15日までに、労働時間が**週20時間以上かつ31日以上**の在職実績がある方

※要件を満たすには**7月16日**までに勤務初日となる必要があります。

北海道内事業者の皆さま

道内に本店もしくは主たる事務所又は事業所を有する法人又は個人であって、**令和8年2月20日以降**に対象職種の新規求人を行い、対象就労者を直接雇用し、労働関係法令をはじめとする法令を遵守している事業者

※要件を満たす方の雇入数に制限はありませんが、事業者への支給は**1回限り**です。

申請手続きの流れ

申請前に特設サイトをご覧ください。
※支給要綱とQ＆Aを必ずご確認ください。

申請書類をご準備のうえ、**メール**または**郵送**で提出してください。

※書類によっては郵送でしか受理できないものがあります。　※書類が不足または判別不能な場合は受理できません。

対象職種の道内事業所に応募し、就労

求職者を採用

審査申請

必要事項を記載のうえ、添付書類と一緒に提出。
メールで送付する場合は、必要な添付書類の内容を確認し、スキャンした上で、送付してください。
※必要書類の事前確認を受け付けておりますので、ぜひご活用ください。

審査完了後、就労者及び北海道内事業者が指定したそれぞれの振込先口座に

入金

審査申請受付期間　**令和8年(2026年)4月16日(木)～令和8年(2026年)9月15日(火)**（当日消印有効）

※申請は求職者本人と事業者それぞれ必要です。なお、求職者分の申請は事業者による代理提出も可能です。
申請期限は**勤務初日から2ヶ月以内**となります。

留意事項

※奨励金、加算金、支援金は**予算の範囲内**で支給するため、**申請が予算を超えた場合は、申請いただいても奨励金、加算金、支援金は支給いたしません。**早めの申請をお願い致します。

⚠ **注意：** 労働関係法令その他法令の違反が疑われる事由が判明した場合、当方または実施主体から関係機関に通報いたします。この場合、奨励金等は支給されません。

問い合わせ

「人材確保支援事業」コールセンター
TEL:**050-3644-5988**

受付時間　月～金（10:30～19:00）、土（10:00～17:00）
※日曜・祝日や上記時間外はメールで受付し、後日回答いたします。

E-mail:jinzaikakuho2026@athuman.com
URL:https://jinzaikakuho2026.pref.hokkaido.lg.jp

特設サイトはこちら

申請書類送付先　「人材確保支援事業」事務局
〒060-0003 北海道札幌市中央区北3条西2-1
Central Cliff 5階 ヒューマンアカデミー株式会社内
「人材確保支援事業」事務局 宛